

第55回全国隣保館職員ブロック研修会

開 催 要 綱

2018（平成30）年度



全国隣保館連絡協議会

1. 趣 旨

- (1) 隣保館は同和問題解決の拠点施設であることを再確認し、福祉の向上や人権啓発の住民交流の開かれたコミュニティセンターとしての役割について、共通認識をさらに高める。
- (2) 実践報告では、「あしたの隣保館検討委員会報告書(2007.5)」の5つの視点を中心に、「生活困窮者自立支援法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」施行を受けて、関係機関等との連携を活かした自立支援の取り組みや、課題を抱えた人達への支援に向けた居場所・態勢づくり等、日常におけるさまざまな取り組みについて研究討議し、隣保館活動をこれからのまちづくりのモデルとして高めていく。
- (3) また、取り組みにおけるこれまでの成果と、これからの課題を明らかにするなかで、隣保館として果たすべき役割や、長所を活かすための工夫や方策について、参加者同士による実践交流をさらに深める。
- (4) 「地域共生社会」の実現に向けた“地域づくり”をめざし、「地域・人に寄り添う」その第一線機関の施設としてさらに飛躍することを目的に、多種多様な実践交流からあらゆる可能性を検討・模索することをおして、館長・職員並びに隣保事業に関心を持つ関係者の資質とスキル向上を図るための研修会とする。

2. 主 催

全国隣保館連絡協議会
全隣協各ブロック協議会

3. 後 援

厚生労働省及び関係府県（依頼予定）

栃木県・茨城県・群馬県・埼玉県・千葉県・新潟県・福井県・神奈川県・長野県
岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県
和歌山県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県
高知県・福岡県・佐賀県・熊本県・大分県・鹿児島県

4. 参加対象

- ・関係府県、市町村職員（隣保館運営審議会委員等の隣保館関係者を含む）
- ・全隣協各ブロック、府県隣協事務局担当者等
- ・広域隣保活動事業を実施している府県、市町村関係職員
- ・隣保館と連携する関係者（児童館・教育集会所等の関係施設）
- ・隣保事業士及び隣保事業士認定講習を受講しようと考えている方

5. 開催方法

- (1) 東日本・近畿・中国・四国・九州の各ブロック単位に開催する。
- (2) 本開催要綱を踏まえ、日程、運営、その他細部については、各ブロック研修実行委員会に一任する。

6. 研究討議テーマ

(統一テーマ) **地域共生社会の実現を隣保館から**

7. 開催期日・場所（開催順）

東日本ブロック	参加対象	栃木県・茨城県・群馬県・埼玉県・千葉県・新潟県・福井県・ 神奈川県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県
	開催日	2018（平成30）年10月18日（木）～19日（金）
	開催場所	『成田ビューホテル』 〒286-0127 千葉県成田市小菅700 （電話）0476-32-1111（代表）
四国ブロック	参加対象	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
	開催日	2018（平成30）年10月25日（木）～26日（金）
	開催場所	『ホテルアネシス瀬戸大橋』 〒769-0206 香川県綾歌郡宇多津町浜六番丁81 （電話）0877-49-2311（代表）
近畿ブロック	参加対象	滋賀県・京都府・兵庫県・大阪府・奈良県・和歌山県
	開催日	2018（平成30）年11月9日（金）
	開催場所	『大阪府社会福祉会館』 〒542-0012 大阪府大阪市中央区谷町7-4-15 （電話）06-6762-5681（代表）
九州ブロック	参加対象	福岡県・佐賀県・熊本県・大分県・鹿児島県
	開催日	2018（平成30）年11月13日（火）～14日（水）
	開催場所	『ホテルニュープラザ久留米』 〒830-0031 福岡県久留米市六ツ門町16-1 （電話）0942-33-0010（代表）
中国ブロック	参加対象	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
	開催日	2018（平成30）年11月21日（水）～22日（木）
	開催場所	『ピュアリティまきび』 〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井2-6-41 （電話）086-232-0511（代表）

8. 研究方法

- (1) 全体会では開会行事の後、全隣協作成の基調提案をおこなう。分科会等は、討議の柱を中心に、必要な課題を明らかにし、今後の方向づけを行う。
- (2) 分科会では、各ブロック実行委員会の選択によるテーマ別に分科会を設定し、事例発表と今後に向けた課題提起をおこない、実践交流と隣保館活動のあり方を討議する。合わせて、各ブロック共通の分科会として、全隣協から提起を行う場を必ず設けるようにする。
- (3) 事例発表においては「成果」と「課題」を明らかにし、隣保館を取り巻く諸情勢や地域性も考慮しながら、「あしたの隣保館検討委員会報告書（2007年5月）」の5つの視点、「生活困窮者自立支援法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」に関連した取り組み内容を十分に踏まえ、各ブロック研修実行委員会で協議・調整するようにする。
- (4) なお、上記日程の研修会に参加できない職員等を対象に本研修会の趣旨を踏まえて、実務研修会やスキルアップ研修会等を別日程で開催することは可とする。
- (5) 研修報告については、速やかに報告書を作成し、地域での活用に供するようにする。

9. 表彰行事

開会行事の中に「全隣協永年勤続表彰行事」を設定すること。

10. 第13回全国隣保館だよりコンテスト一次審査

開会行事を行う会場には、館だよりコンテスト応募作品の展示スペースを必ず確保し、研修会参加者による投票を実施すること。(展示作品は、当該ブロック内の応募作品)

11. 実行委員会の構成と運営

- (1) 全隣協研修実行委員会は、研修会の開催計画並びに予算・運営、その他全般的な責任を持つ。実行委員会の構成は、全隣協常任理事会の構成員をもってこれにあたり、各ブロックへの代表派遣を行う。
- (2) 各ブロック研修実行委員会は全隣協の開催要綱に従い、各ブロックの研修会要綱を作成し、研修会の運営・経理・事務、その他一切の責任を持つ。その構成については、各ブロックに一任する。(ブロック研修会要綱をあらかじめ全隣協実行委員会に提出する)
- (3) 各ブロック実行委員会は、円滑な運営と効率的な成果を期するため、受付、司会者、座長、発表者、助言者、記録者等をもって構成し研修会の運営に関し協議を行う。

12. 経費

- (1) 研修会に要する経費は、全国関係府県・政令指定都市・中核市から全隣協への「第55回全国隣保館職員研修会負担金」をもってこれに充てる。
- (2) 全隣協はこれを特別会計とし、研修実行委員会が管理し、研修会予算の分配を行う。
- (3) 研修会経費の支出にあたっては、すべて全隣協所定の支出伝票を使用し、使途明細と領収書を添付すると共に研修会終了後、収支決算書と監査報告書を全隣協研修実行委員会に提出する。

13. 研修会のまとめ

研修会終了後、ブロック実行委員会は、必ず総括会議を開催し、実績、成果、反省点を明らかにするとともに、今後の研修会に備えて方向づけを協議する。

14. 研修会報告書の作成

- (1) 各ブロック実行委員会は、研修会記録(全体会・分科会)を報告書としてまとめ、3ヶ月以内に全隣協事務局に提出する。
- (2) 研修会決算報告書については、開催年度内に全隣協事務局へ提出すること。

15. その他

本研修会は、『「隣保事業士」資格認定講習』を受講する要件となる研修会に該当します。